

議第 48 号

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

平成 30 年度から指定管理者が交代することに伴い、センター設備の移設による位置の変更など所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成 19 年下呂市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例における用語の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 受信施設 施設での<u>再放送</u>用の放送電波を受信する施設をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 宅内機器 ケーブルモデムその他加入者の宅内で使用する機器をいう。</p> <p><u>(11)～(22)</u> (略)</p> <p>(業務内容)</p> <p>第 6 条 業務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受信施設で受信するテレビジョン放送（多重放送を含む。以下同じ。）及びラジオ放送の<u>再放送</u>に関すること。</p> <p><u>(4)・(5)</u> (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 10 条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 3 条 この条例における用語の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 受信施設 施設での<u>再送信</u>用の放送電波を受信する施設をいう。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 宅内機器 <u>デジタルホームターミナル</u>、ケーブルモデムその他加入者の宅内で使用する機器をいう。</p> <p><u>(11) デジタルホームターミナル 加入者が無料及び有料デジタル放送を受信するため使用する受信器をいう。</u></p> <p><u>(12)～(23)</u> (略)</p> <p>(業務内容)</p> <p>第 6 条 業務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受信施設で受信するテレビジョン放送（多重放送を含む。以下同じ。）及びラジオ放送の<u>再送信</u>に関すること。</p> <p><u>(4) B S 放送及び C S 放送の再送信に関すること。</u></p> <p><u>(5)・(6)</u> (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 10 条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</p> <p>(放送番組)</p> <p>第26条 放送番組は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(放送番組内容及び放送時間)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前条第2号から第5号までの番組は、当該番組供給者の放送内容及び放送時間により同時再放送する。</p> <p><u>第34条 削除</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</p> <p>(放送番組)</p> <p>第26条 放送番組は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) BS放送番組</u></p> <p><u>(4) CS放送番組</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>(放送番組内容及び放送時間)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前条第2号から第5号までの番組は、当該番組供給者の放送内容及び放送時間により同時再送信する。</p> <p><u>(延滞金)</u></p> <p><u>第34条 利用料等を納入期日までに納入しない者からは、延滞金を徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の延滞金は、納付すべき利用料等が1,000円以上である場合に徴収するものとし、その額は利用料等の額(1,000円未満の端数額は切り捨てる。)に納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて得た金額とする。ただし、延滞金の額が100円未満のとき、又は延滞金の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。</u></p> <p><u>3 前条の規定は、延滞金について準用する。</u></p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
第1受信点施設の項 (略)		第1受信点施設の項 (略)	
第2受信点施設	下呂市森793番地15	第2受信点施設	下呂市森854番地
第3受信点施設の項・金山センター施設の項 (略)		第3受信点施設の項・金山センター施設の項 (略)	
下呂センター施設	下呂市森793番地15	下呂センター施設	下呂市森854番地
萩原サブセンター施設の項～竹原サブセンター施設の項 (略)		萩原サブセンター施設の項～竹原サブセンター施設の項 (略)	

別表第2 (第13条関係)

加入料 (下記金額以内)

区分	金額
放送サー ビス	10,280円
通信サー ビス	10,280円

※金額は消費税を含む。

別表第3 (第17条関係)

手数料 (下記金額以内)

サービス名	種類	単位	金額
通信サー ビス	インター ネット接 続休止解 除	1回 につ	540 円
	パスワード再発行		
	HP領域追加		

別表第2 (第13条関係)

加入料 (下記金額以内)

区分	金額	納入期日
放送サー ビス	10,280円	加入月の翌月
通信サー ビス	10,280円	15日まで

※金額は消費税を含む。

別表第3 (第17条関係)

手数料 (下記金額以内)

サービス名	種類	単位	金額	納入期日	備考
通信サー ビス	インター ネット接 続休止解 除	1回 につ	540 円	利用	
	パスワード再発行			月の	
	HP領域追加			翌月	
				15日	

改正後						改正前						
		アカウント追加						アカウント追加				
		メールボックス容量追加						メールボックス容量追加				
		グローバルIPアドレス						グローバルIPアドレス				
<p>※新規加入申込と同時の場合、上記手数料は不要とする。</p> <p>※同時に2種類の申込みの場合は、1回分の手数料とする。</p> <p>※金額は、消費税を含む。</p> <p>別表第4（第20条関係） 利用料（下記金額以内）</p>						<p>※新規加入申込と同時の場合、上記手数料は不要とする。</p> <p>※同時に2種類の申込みの場合は、1回分の手数料とする。</p> <p>※金額は、消費税を含む。</p> <p>別表第4（第20条関係） 利用料（下記金額以内）</p>						
サービス名	種類	内容	単位	金額	備考	サービス名	種類	内容	単位	金額	納入期日	備考
放送サービスの部（略）						放送サービスの部（略）						
通信サービス	基本通信サービス（インターネット接続）	基本利用料	1ヶ月	3,996円	・メールアカウント1個 ・メール	通信サービス	基本通信サービス（インターネット接続）	基本利用料	1ヶ月	3,996円	利用月の翌月15日	・常時接続 最大100Mb/s（金山は最大30Mb/s） ・メールアカウント1個 ・メール

改正後					改正前				
				ボックス 容量100 MB ・ホーム ページ10 MB ・ウイル スチェッ ク					ボックス 容量100 MB ・ホーム ページ10 MB ・ウイル スチェッ ク
			休止期間中利用料の項 (略)					休止期間中利用料の項 (略)	
			付加サービスの款 (略)					付加サービスの款 (略)	
※金額は、消費税を含む。					※金額は、消費税を含む。				

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市有線テレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

平成 30 年度から指定管理者が交代することに伴い、センター設備の移設、サービスプラン変更、口座振替日に変更となるため所要の改正を行うため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) BS放送、CS放送の再放送は指定管理者の自主事業で提供を行うため、関係する規定を削除します。
(第 3 条、第 6 条、第 26 条関係)
- (2) 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）の改正に伴い、「再送信」は「再放送」に統一されたため語句を改めます。
(第 3 条、第 6 条、第 27 条関係)
- (3) 指定管理者が行う業務範囲に係る語句、「前 2 号」を「前 3 号」に改めます。
(第 10 条関係)
- (4) 延滞金の徴収に係る規定を削除します。
(第 34 条関係)
- (5) 第 2 受信点施設、下呂センター施設の移設に伴い位置を変更します。
(別表第 1 関係)
- (6) 納入期日の変更に伴い、条例中の規定を削除し規則に規定します。
(別表第 2、別表第 3、別表第 4 関係)
- (7) サービスプラン変更に伴い、備考欄中の語句を削除します。
(別表第 4 関係)
- (8) この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行します。
(附則関係)